羽村市少年野球連盟　公式大会規約《競技上の注意事項》

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　羽村市少年野球連盟審判部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成26年3月16日　作成

01）連盟主催大会の試合規則に関しては、開催年度の公認野球規則による。

02）全ての試合（準決勝、決勝戦含む）は7回戦とし、1時間30分を過ぎて新しいイニングに入らない。

03）前項が終了時点で同点の場合は、特別延長戦（継続打順の無死満塁にて）を行う。

特別延長戦は最長で2イニングとし、なお決着がつかない場合は当該審判員が大会本部と協議のうえ判断する。決勝戦の場合は両チーム優勝とする。

04）得点差によるコールドゲームは全ての試合（準決勝、決勝戦含む）において4回終了時10点差、5回以降7点差とする。（大会により3回終了時15点差も採用する）

05）正式試合の成立は4回完了時、若しくは規定時間に達したならば試合成立とする。試合成立以前に中止になった場合（ノーゲーム）でも、正式試合になって同点のまま中止になった場合でも、再試合にしないで、特別継続試合として行うことがある。但し、決勝戦は再試合とする。

06）コールドゲームの得点の扱いについて

正式試合成立後、先攻チームが得点したが、後攻チームはその裏、同点若しくはリードしないままに暗黒、降雨などにより、試合中止を宣せられたような場合は、均等回の得点をもって勝敗を決する。

07）暗黒、降雨、その他の事情で試合の開始、中止、再開等については、当該審判員が大会本部と協議のうえ決定する。

08）投手の投球制限については、肘・肩の障害を考慮し、1日7イニングまでとする。但し、特別延長戦の直近のイニングを投げきった投手に限り、1日最大9イニングまで投げることができる。尚、低学年3年生以下にあっては、1日5イニングまでとする。投球イニングに端数が生じたときの取扱いについては、1球の投球であっても、1イニング投球したものとして数える。特に投球数についての制限は設けない。（平成26年度全連取り決め事項⇒参考資料）

09）背番号は監督30番、コーチ29番、28番、主将を10番とし、選手は0番から27番の10名以上20名以内の編成とする。但し、監督及びコーチは成人でなければならない。尚、登録は全て男女を問わない。（大会によっては選手9名での試合も認めることもある）

10）捕手を含め、内野手が投手のところへ行ける回数は1試合に3度以内とする。尚、特別延長戦となった場合は、2イニングに1度行くことができる。

11）監督またはコーチが投手のところへ行ける回数は1試合に3度以内とする。尚、特別延長戦となった場合は、2イニングに1度行くことができる。また、攻撃側のタイムも1試合に3度以内とし、特別延長戦についても2イニングに1度までとする。

12）タイムの制限・・・・・1分間を限度とする（当該審判員が認めた場合はこの限りではない）。また、試合進行の障害となるような意図的なものは認めない（遅延行為等）。

13）打者、走者、次打者及びベースコーチはS・Gマークの付いた連盟公認のヘルメット（両側イヤーフラップ付き）着帽のこと。また、捕手は連盟公認のマスク・レガース・プロテクタおよびS・Gマークの付いた連盟公認のヘルメットを着帽すること。

14）監督、コーチおよび選手は全員同色、同形、同意匠のユニフォーム・帽子・アンダーシャツ・ストッキング・スパイクでなけれならない。金属製スパイクシューズの使用は禁止する（同色であれば運動靴の使用も認める）。ストレートタイプのパンツは禁止とする。

15）監督に限り、グランドに出て指示することができる。

　 プレイについての異議申立て（抗議）の出きる者は、監督および当該プレイヤーとする。

16）投手（救援投手を含む）の準備投球は初回に限り、8球を越えないもの（1分を限度）とし、次回からは4球以内とする。尚、季節または状況により考慮する。

17）投手は変化球を投げることを禁止する。

ペナルティとしては球審判断で「ボール」を宣告し、監督に対して注意指導を勧告する。

18）投手が捕手のサインを見るときは、必ず投手板に付いて見ることを厳重に実施すること。

19）投手が投球位置にいるいないに関わらず、打者は速やかにバッターボックスに入ること。また、サインはバッターボックス内で見ること。次打者は必ず次打者席にて低姿勢で待つこと。

20）攻守交替時、最後のボール保持者は必ず、投手板にボールを置いてベンチに下がること。

21）内野手間の転送球については禁止とする。最後にボールを受けた野手は、定位置から速やかに投手に返球すること。

22）ベンチ内での電子機器（携帯電話、パソコン等）及び携帯マイクの使用を禁止する。但し、メガホン1個に限り使用を認める。

23）投手および野手が手首にリストバンド、サポーター等を使用することを禁止する。尚、負傷で手首に包帯等を巻く必要があるときは、球審の承認が必要である。

24）サングラスの使用については、天候状態等によりプレイに支障が伴う場合、試合前に大会本部にて了解を得ること。尚、ミラーグラス（反射式）の使用はできません。また、ネックウォーマー（黒色・紺色のみ）の使用については、気候を考慮に入れ認める。

25）ボールデッド近辺でのプレイに関しては、次の様な対応とします。

野手が飛球を捕らえた後、ベンチ（ダッグアウト）、スタンド、またはその他ボールデッドの箇所に倒れ込んだり、或いは捕球後ダッグアウトの中で倒れた場合、打者はアウトでボールデッドとなり、各走者は投球時の占有塁から1個の安全進塁権が与えられる。また、野手が捕球後ベンチ等に踏み込んでも、倒れ込まなかった時は、打者アウトでボールインプレイ状態が継続なので、各走者はアウトを賭して進塁することができる。

（公認野球規則 5･10f、6･05a、7･04c参照）

□その他の規約等に関しては、以下による。

　 １．全連／競技者必携の「競技に関する取り決め事項」ならびに「特別規則」（学童の部）

　 2．アマチュア野球内規（規則適用上の解釈）

【連盟大会規約に関する参考資料】

青少年の野球障害に対する提言  
１）　野球肘の発生は11，12歳がピークである。従って、野球指導者はとくにこの年頃の選手の肘の痛みと動きの制限には注意を払うこと。野球肩の発生は15，16歳がピークであり、肩の痛みと投球フォームの変化に注意を払うこと。  
２）　野球肘、野球肩の発生頻度は、投手と捕手に圧倒的に高い。従って、各チームには、投手と捕手をそれぞれ2名以上育成しておくのが望ましい。  
３）　練習日数と時間については、小学生では、週3日以内、1日2時間をこえないこと、中学生・高校生においては、週1日以上の休養日をとること。個々の選手の成長、体力と技術に応じた練習量と内容が望ましい。  
４）　全力投球数は、小学生では1日50球以内、試合を含めて週200球をこえないこと。  
中学生では1日70球以内、週350球をこえないこと。高校生では1日100球以内、週500球をこえないこと。  
５）　練習前後には十分なウォームアップとクールダウンを行うこと。  
６）　シーズンオフを設け、野球以外のスポーツを楽しむ機会を与えることが望ましい。  
７）　野球における肘・肩の障害は、将来重度の後遺症を引き起こす可能性があるので、その防止のためには、指導者との密な連携のもとでの専門医による定期的検診が望ましい。  
日本臨床スポーツ医学会学術委員会資料より抜粋

〈全連ホームページ掲載〉